

令和2年度第13回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年2月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時52分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	岩指 久	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
	13番	秦野 勝仁	出席			
議事録署名委員	17番	遠藤 宏明		18番	吉次 純一郎	
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 産業課課長補佐 本田 秀和 事務員 田邊 操枝					
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
第4号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
報告事項	(1) 令和3年南部町標準農作業賃金について (2) 第12回総会議案書第2号(3)について
その他	(1) 令和2年度第14回南部町農業委員会総会日程

		<p>譲受人： 耕作面積：6,7565 m² 所有権移転 贈与 (備考) から が贈与で取得し利用するための申請である。</p>
	議長	議案第1号につきまして、質疑を受けます。
	庄倉委員	3番についてお尋ねします。さんとさんの関係を教えていただけますでしょうか。
	局長補佐	同じ地区のご近所で他人同士の関係です。さんが農地の維持管理が非常に難しくなってきた、隣にの土地があり、管理をお願いされたところ、畑として管理を承諾されたということで、無償での贈与ということになったそうです。
	議長	<p>補足説明をしますと、この土地は河川敷の隣で水も当たらないような状況です。河川を改修されたときに残地として残ったということです。我々、現地確認をしましたが、管理するのも大変な誰が見てもお金を出してまで買う人はいない、贈与で仕方ない土地だと感じました。他にございませんか、ご異議ございませんか</p>
		(質問、意見等なし。)
	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	議案2号『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。事前にお配りしていますので要点のみの読み上げとします。よろしくをお願いします。
	局長補佐	<p>農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書6～12頁)】</p> <p>整理番号 18番～47番 設定を受ける者： 15名 設定をする者： 29名 設定をする土地： 52筆 計65,819 m²</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 398番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 2筆 計6,108 m²</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合につきましては配分計画の方で説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	このことについて質疑を受けます。
	黒木委員	10アール当たりの賃借料のところ、0円の方もおられれば金額が入っている方もおられます。賃借料の決め方はどのようになっていますか。同じ方でも金額が違ってきます。勉強不足で申し訳ありませんが質問をさせていただきます。

議長	分かる範囲で教えてください。分からない場合は地元委員さんに説明を求めたいと思います。例えば、18番、19番で説明をお願いします。
局長補佐	18番と19番ですが、18番は さんより管理できないので無償で良いので借りて欲しいということだったそうです。19番は、18番の近くにある農地で、水の関係で さんより貸付の願いをされましたが、その際に所有者さんより無償での貸借はおかしいのではないかとわれ、 円に決まったそうです。詳細につきましては地元の農業委員さんをお願いしたいと思います。
議長	市川職務代理をお願いします。
市川職務代理	18番については私が関わっていますが、19番は岩指委員さんですのでお願いしたいと思います。
岩指委員	19番については18番の農地の近くにあり、 さんの方から借りたいのと申し出をされました。 さんは自分で草刈り管理はできるので無償で貸すことはできないと言われ、双方で話し合われて 円で決まりました。
黒木委員	分かりました。
市川職務代理	黒木委員は金額を設定する基準の説明を求められたと思います。その辺の説明をお願いしたいと思います。
局長補佐	双方話し合いの上で決められますので、所有者、耕作者により色々です。昔から同じ金額という方もおられますし、更新の際に有償から無償にされることもあります。農業委員会では、毎年賃借料情報を作成していますので、それを参考にされる方もおられます。
議長	申請書が出てきたら十分に説明をされて、均一に近い賃借料になるようにするのが事務局の務めです。そのような指導もしていただきたいと思います。他にございませんか。
田邊委員	関連の質問です。33番から36番の さんですが、33番は10年間で賃借料は 円、34番、35番は5年間で 円、36番は玄米での物納で、それぞれ契約の内容が違います。23番は私の担当地区から出ていますが、最初の契約では 円でしたが、状況が変わってきたということで現在は 円にされています。社会情勢も変わってきた中で さんは10年間この金額を払い続けられるのか、無償にされるということはないのかお聞きしたいと思います。 それから、43番、44番、45番ですが、耕作者が さんで、同じ ですが、賃借料が 円と 円になっています。今まで 円であったとしても、今の状況では使用貸借が主流です。事務局や地域の担当委員が指導なりするべきではないかと思いますが、その辺の見解をお聞かせください。
議長	事務局で答えることができますか。
局長補佐	33番から36番の さんの賃借料についてはばらつきがありましたので、事務局で状況をお聞きし、指導という形で説明をさせていただいています。その際、今後は検討したいとおっしゃっていました。 個別に説明します。 33番は、30年ほど前に農業を始めて、農地を増やし始めた頃からこの値段で借りておられるそうです。当時は 円が相場であったそうです。今後は検討したいとおっしゃっていました。 34番35番につきましては、平成22年頃から無償で借りておられま

		<p>す。管理できる者がいないので無償で良いから耕作をして欲しいということで、このような形になっているそうです。</p> <p>36 番につきましては、33 番と同じように 30 年ほど前から当時の相場の 円で借りておられるそうですが、今回更新に当たり、所有者さんより現金ではなく で欲しいとの希望があったそうです。</p> <p>さんについては、さんは基本、賃借料は無償と決めておられるそうです。43 番と 44 番については、元々お亡くなりになられたさんが借りて耕作をされていた農地だそうです。さんが耕作面積を縮小されることになり、平成 30 年頃からさんが代わって耕作されることになったそうです。その際に、さんが借りられていた同じ条件でとの申し出があり引き受けられたそうです。</p>
	田邊委員	分かりました。
	議長	<p>事務局で指導して、徐々に均一化するような形にしていきたいと思います。土地改良区の賦課金を払わなくてははいけませんし、固定資産税もかかります。実際には使用貸借では所有者は損になります。何とかして近い数字に持って行かなくてはいけないと思います。利用集積については、農業委員さん、推進委員さんに個別に訪問していただいています。その際には指導していただきたいと思います。一度には難しいと思いますので、徐々に適正な金額になるようにしていかなければならないと思います。それぞれの地域性や、構造改善されていない農地など色々あると思いますが、農家の皆様とお話にされる際にはご協力をお願い致します。</p>
	市川職務代理	<p>補足させていただきます。さんの話が出ましたが、私が担当する地区にもさんが関係する利用権の申請がありましたので、さんと話をしました。先ほど事務局より説明がありましたように、昔、自分が農業を始めた頃、本当に農地が欲しかったので、当時は無償ではダメな時代だったのでこの金額でずっと借りていたが、高いと思っておられたそうです。今回、地区で 1 件利用権設定の更新がございまして、私が所有者さんのところに行きまして実情を説明し、この金額は少し高いのではという話をしまして、円の賃借料を円にさせていただきました。そのことをさんに話したら、今までは利用権設定については農業委員さんには関わっていただけないと思っていたが、この度から関わっていただけるようになり本当にありがたいと、感謝の言葉を述べておられました。さんはたくさん農地を借りておられますので一気に変えるのは難しいとは思いますが、今後も所有者さんと話をしていきたいと考えています。</p>
	議長	<p>農業委員、推進委員の皆様にはご協力をお願い致します。</p> <p>他にございませんか、ご異議ございませんか。</p>
	一同	なし。
	議長	無いようですので、議案第 2 号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
議案第 3 号 農用地利用配 分計画の意見 照会につい		(本田課長補佐入室)
	議長	議案第 3 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。提案者より説明をお願いします。
	本田課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農用地利用配分計画(案)を作成しましたのでご審議をお願いします。

		【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 19 頁）】。
	議長	議案第 3 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
	井上委員	が借りられる農地に さんの農地があります。 さんは受け手の方が多いと思いますが、この農地だけ貸し出されるのは何か理由がありますか。
	本田課長補佐	は さん所有の農地です。場所は国道 180 号線バイパスから に向かって右側、バイパスと の県道の間に位置しています。この辺は、ほぼ さんが集積をされています。この度、 さんより、自分のところで作付をさせてもらえないかというお話をされて、 さんも了承されました。 さんが集約されるということでお話が整ったということで、中間管理機構を通じての貸借となりました。
	井上委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第 3 号『農用地利用配分計画の意見照会について』が議決承認されました。
		（本田課長補佐退出）
議案第 4 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第 4 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』上程いたします。提案から説明を求めます。
	局長補佐	B 判定における特別委員会の判定結果についてご説明致します。 1 月 19 日に予定していました東長田地区の特別委員会ですけれども、雪の為中止に致しました。その代わりに 1 月 26 日火曜日に、担当地区の田邊委員と、公平な立場ということで井上委員のお二人を代表として、事務局 2 人の 4 名で現地に行きました。 それから、本日午前中に特別委員の 7 名と事務局 2 人で現地に行きました。賀野地区 48 筆、1 番から 27 番が浅井地区、28 番から 41 番が高姫地区、42 番と 43 番が金田地区、44 番ら 48 番は池野地区です。詳細については担当の委員さんからお願致します。
	議長	現地報告を、田邊委員からお願いします。
	田邊委員	1 月 26 日の午後、小雨の降る中、私と井上委員、潮局長補佐と瀧山事務員さんの 4 名で現地確認をしました。 “地目変更手続きを行う筆一覧”という資料がございます。2 ページの写真をご覧ください。 集落の一番手前の所を上がった所に とありますが、ここが 1 ページの 1 番から 5 番になります。ここを下がって 集落を上がった所が、次の 、 になります。いずれも荒れています。井上委員にも初めて上がってもらい見ていただきましたが、非農地にするのはやむを得ないという判断をしました。 3 ページの写真は 集落の を入った所です。 集落の川の向かい側が になります。そこを奥に行くと となります。ここは昔は水田をされていたようですが、今は雑木、カヤが生い茂り非農地で仕方がないと判断しました。 から に向かう道は雪害で倒木があり目的地まで行けない状況でした。歩いて行って の写真を撮りました。車を回すこともできず、 まで 400 メートル近く車をバックで走らせなくてはいけない状況でした。他の委員さん大勢

		<p>が行かなくてよかったです。ここも松、杉が生えていて、誰が見られてもB判定だと思います。</p> <p>1 ページ写真をご覧ください、 の次の集落になります。 の入り口になります。 委員宅の真向かいになります。そこを入った谷で、昔は水田をされていましたが、今はされていません。 さんが周辺の草刈りをされていますが、該当地は杉や松や雑木が生い茂り復元は難しくB判定やむなしと判断しました。</p> <p>5 ページの写真の ですが、 がある所から上がった谷になります。周辺一帯雑木が生えていて、誰が見ても山の状態です。</p> <p>以上、いずれもB判定と判断しました。</p>
	議長	<p>本日、特別委員会で現地調査をしております。井田委員から報告をお願いいたします。</p>
	井田委員	<p>本日午前9時より、特別委員7名、事務局の2名で現地確認をしました。</p> <p>1 ページの写真をご覧ください。 と の間の道を集落に上がった所です。右側の建物が です。一帯山林の状態です。B判定やむを得ない所でした。</p> <p>は、先ほど説明した場所の田んぼを挟んだ向かい側になります。ここも山林化していてB判定で仕方がないと思いましたが。</p> <p>は、 の道を入った所です。 集落に入る手前です。ここも原野、山林化になっていました。</p> <p>は、 の駐車場を公民館の方に入って、公民館の手前を左に入った所です。ここも原野化していてB判定で仕方がないと思いましたが、</p> <p>は、 に向かう道を に入り、 の駐車場から上に上がった所になります。原野化していて耕作できる状況ではありませんでした。</p>
	議長	<p>このことにつきまして質疑を受けます。</p> <p>(質問、意見無し。)</p>
	議長	<p>意義なしと認め、原案どおり地目変更をさせていただきたいと思いません。</p>
5. 報告 (1) 令和3年南部町標準農作業賃金について	議長	<p>報告事項に入ります。『令和3年南部町標準農作業賃金について』を上程します。提案者より説明を求めます。</p>
	局長補佐	<p>議案書の20ページをご覧ください。令和3年南部町標準農作業賃金についてご説明いたします。</p> <p>先般、1月20日に農作業標準労働賃金策定協議会を開催し、ご覧のように決定しましたのでご報告します。今回新たに農業用ドローンの項目を追加いたしました。10アール当たり薬剤費が別途で2,300円です。その他の項目については全て据置き金額です。こちらのほうは、南部町のホームページ及び3月の広報なんぶに掲載する予定にしておりますので、よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>ご質問等ございませんか。</p>
		<p>(質問、意見等なし)</p>

	議長	この金額は、農業委員会をはじめ、関係団体、法人の代表者、委託者が集まり協議して決めた金額です。この金額を参考にしていただいて、条件等により金額の上下はあると思います。農業ドローンの項目を追加しました。現在、個人で1台、団体に1台持っておられるそうです。この金額を決めるのは苦労した。参考にしていただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。
第12回総会議案書第2号(3)について	議長	続きまして、第12回総会議案書第2号の(3)ですが、会長に一任となっていました。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。
	局長補佐	議案書の21ページをご覧ください。第12回総会で会長一任となっていましたの5条案件の図面でございます。植栽について具体的ではないということで、改めて提出していただいた造園の図面です。会長、職務代理、岩指委員に確認していただき、承認を得ておりますので、ご報告いたします。この図面を見ていただきますと、上から、 、 が植えられるようになっております。土地の境界ですとか、駐車スペースからの距離を図面上に落としてございます。
	議長	これにつきまして何かありましたら、受けたいと思います。
		(質問、意見等なし)
	議長	会長一任と言う事でございましたので、許可を出しております。ご理解をお願いします。
7. 令和2年度第14回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第14回南部町農業委員会総会は、令和3年3月10日(水)に開催します。
その他	議長	その他に事務局何かありますか。
	局長補佐	2点事務連絡をさせていただきます。 次回の特別委員会の日程ですが、先ほど総会の日程が決まりましたので3月10日の午前中に開催したいと思います。場所は境地区、与一谷地区、上長田地区の3か所を予定しております。しかし、3条、4条、5条、非農地申請等の申請が多く出て、その日に回れない場合の予備日として、3月17日を設けています。基本は3月10日に行いたいと考えております。 本日の総会終了後にご案内しておりましたDVD鑑賞による研修会を開催します。研修会資料ということで皆さんにお配りしております。希望者ということにしていますが、是非参加していただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。
	田邊幹事長	新年会決算報告。
8. 閉会	議長	これにて令和2年度第13回南部町農業委員会総会を閉会します。